

# いじめ防止基本方針



## 伊万里市立波多津小学校

848-0117 伊万里市波多津町筒井 11 番地

☎ 0955-25-0064

FAX 0955-25-0094

E-mail [hatatsu-e@education.saga.jp](mailto:hatatsu-e@education.saga.jp)

# 伊万里市立波多津小学校いじめ防止基本方針

伊万里市立波多津小学校

## 1 はじめに

いじめは人権侵害であり、児童の身体や人格を傷つけ、時として生命又は身体に重要な危険を生じさせるおそれがあることから、決してゆるされない。

そのため、「いじめは、どの学校でも、どの学級にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校をつくるため、「波多津小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を示す。

- 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気をつくります。
- 児童、教職員の人権感覚を高めます。
- 児童と児童、児童と教員をはじめとする校内における温かな人間関係を築きます。
- いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめを早期に解決します。
- いじめの問題について保護者・地域そして関係機関との連携を深めます。

## 2 「いじめ」とは（法第2条を参照して）

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍しているなどの一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているもの。

学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応にあたる。

## 3 いじめを未然に防止するために

### 【児童に対して】

- ・ 児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。

- ・ わかる授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感や成就感を育てる。
- ・ 思いやりの心や児童一人一人がかけがえのない存在であるといった命の大切さを道徳の時間や学級指導を通して育む。
- ・ 「いじめは決して許されないこと」という認識を児童がもつよう、さまざまな活動の中で指導する。
- ・ 見て見ないふりをするのは「いじめ」をしていることにつながることや「いじめ」を見たら、他の先生方や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは決して悪いことではないことも併せて指導する。

#### 【教職員に対して】

- ・ 児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- ・ 児童が自己実現を図れるように、子どもが生き生きとする授業を日々行うことに努める。
- ・ 児童の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導の充実を図る。
- ・ 「いじめは決して許されない」という姿勢を教職員がもっていることを、さまざまな活動を通して児童に示す。
- ・ 児童一人一人の変化にいち早く気づく鋭敏な感覚を持つように努める。
- ・ 児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢を持つ。
- ・ 「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめの問題」についての理解を深める。特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ・ 問題を抱え込まず、管理職への報告や同僚への協力を求める意識を持つ。

#### 【学校全体として】

- ・ 全教育活動を通じて、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- ・ いじめに関するアンケート調査を年間2回（6月・11月）実施し、結果から児童の様子の変化などを教職員全体で共有する。
- ・ 毎年5月をいじめ防止強化月間とし、いじめ防止についての学習や活動を積極的に行う。
- ・ 「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について理解と実践力を深める。
- ・ 「伊万里市いじめなし都市宣言」の方針に則り、「心の教育3点セット」や「伊万里っ子しぐさ」等の活用を図る。
- ・ 校長や生徒指導主任、人権・同和教育担当者が、「いじめの問題」に関する講話を全校朝会で行い、学校として「いじめは絶対に許されない」ということと「いじめ」に

気付いたときには、すぐに担任や教職員、家族などの周りの大人に知らせることの大切さを児童に伝える。

- ・ 「いじめの問題」に関して児童会として取り組みを行う。
- ・ いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。

#### 【保護者・地域に対して】

- ・ 児童が発する変化のサインに気付いたら学校に相談することの大切さを伝える。
- ・ 「いじめの問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校便りやふれあい道徳授業、学校評議員会等で伝え、理解と協力をお願いする。
- ・ 育友会の「家庭教育宣言」の中に、携帯・スマホは保護者が管理するとした事項について、徹底する。

## 4 「いじめ」の早期発見・早期対応（事案対処）・再発防止について

#### 【早期発見にむけて・・・「変化に気付く」】

- ・ 児童の様子を、担任をはじめ多くの教職員で見守り、気付いたことを共有する場を設ける。
- ・ 様子に変化が感じられる児童には、教師は積極的に声かけを行い、児童に安心感をもたせる。
- ・ アンケート調査等を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩みなどの把握に努め、共に解決していこうとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深める。
- ・ 職員連絡会において「気にしたい子」について随時報告できるようにし、全職員で意識を共有した上で指導に当たる。

#### 【教育相談ができる・・・「誰にでも」】

- ・ いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていく。
- ・ いじめられている児童や保護者からの訴えには、親身になって話を聞き、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢を持って対応することを伝える。
- ・ いじめられている児童が自信や存在感を感じられるような励ましを行う。
- ・ いじめに関する相談を受けた教職員は、管理職に報告するとともにいじめ防止対策委員会を通して校内で情報を共有するようにする。

### 【早期の解決を・・・「傷口は小さいうちに」】

- ・ 教職員が気付いたあるいは児童や保護者から相談があった「いじめ」について（覚知）、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけでなく構造的に問題を捉える。
- ・ 事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制の下に行う。
- ・ いじめている児童に対しては「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、まずいじめることをやめさせる。
- ・ いじめることがどれだけ相手を傷つけ、苦しめるのかに気付かせるような指導を行う。
- ・ いじめてしまう気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る指導を行う。
- ・ 事実関係を正確に該当の保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について学校と連携し合っていくことを伝えていく。

### 【事案対処・・・速やかに組織的な対応を】

- ・ いじめの覚知・・・教職員の児童の日常に関する気付きや、児童や保護者から「いじめがあっている」という意思表示があったものについて、いじめが疑われると学校が察知した状態
- ・ いじめの認知・・・いじめの覚知後、対策委員会を設置し、いじめであると判断した状態
- ・ 重大事態・・・いじめによる欠席期間が30日に達するような状態
- ・ 解決・・・被害児童へのケアや加害児童への指導など、学校による適切な指導がなされ、双方の保護者も交えて、謝罪等が行われた状態
- ・ 解消・・・解決後、3カ月以上の観察や面談を通して、いじめに係る行為が止み、被害児童が心身の苦痛を感じていない状態
- ・ 被害児童を守り、加害児童に対しては、心の成長を大切にして指導する。

## 5 校内体制について

- ・ 校務分掌に「いじめ防止対策委員会」を位置付ける。構成は、校長、教頭、教務、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとする。
- ・ 役割として、本校におけるいじめの調査、解消及び防止に関することや、相談内容の把握、児童・保護者へのいじめ防止の啓発等に関するものを行う。
- ・ いじめの相談があった場合には、該当担任を加え、事実関係の把握、関係児童・保護者への対応について協議を行う。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報取り扱いを配慮しながら、教職員が共有するようにする。

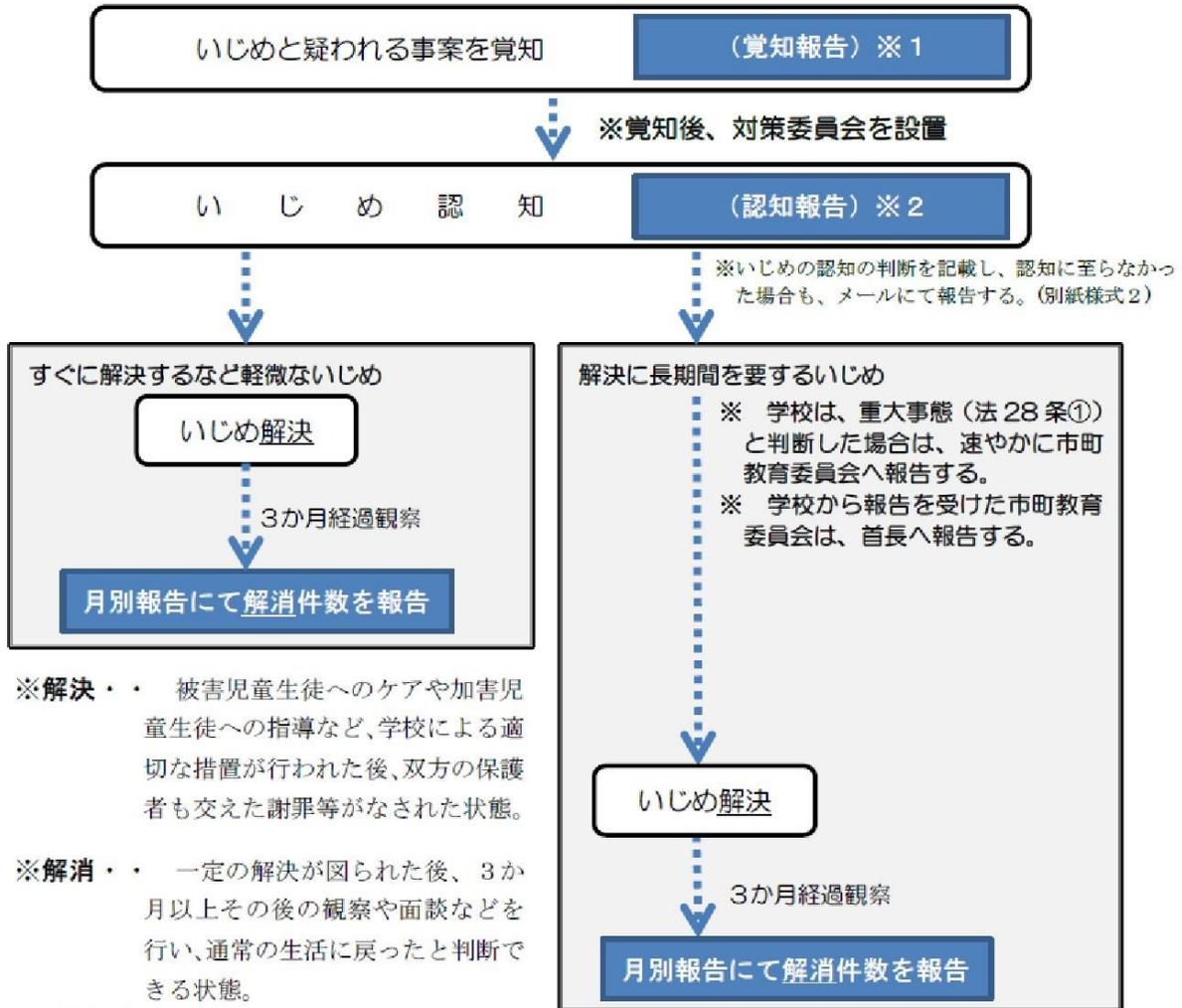
- ・ 学校評価においては、年度毎の取組について、児童及び保護者からのアンケート調査、教職員の評価を行い、その結果を公表し、次年度の取組の改善に生かす。
- ・ いじめアンケートについても、毎年2回実施し、学校評議委員会や保護者に対して結果を公表し、いじめ防止への取組に生かす。
- ・ 重大な事案に関しては、育友会長、民生委員等を含めた「拡大いじめ防止対策委員会」を開催する。

## 6 関係機関との連携について

- ・ いじめの事実を確認した場合の伊万里市教育委員会への報告、重大事態発生時の対応等については、法に即して、伊万里市教育委員会に指導・助言を求めて学校として組織的に動く。
- ・ 地域全体で、「いじめは絶対に許されない」という認識を広めることが大切であるということから、育友会や地域の会合等で、いじめの問題など子どもたちの健全育成についての話し合いを進めることをお願いする。

※いじめ防止対策推進法（以下、「法」）及び国いじめ基本方針を反映

いじめ事案に係る覚知から認知、解消までの流れ（小・中・義務教育学校）



※解決・・・被害児童生徒へのケアや加害児童生徒への指導など、学校による適切な措置が行われた後、双方の保護者も交えた謝罪等がなされた状態。

※解消・・・一定の解決が図られた後、3か月以上その後の観察や面談などを行い、通常の生活に戻ったと判断できる状態。

◆留意事項

①覚知とは	教職員のいじめに対するの日常の気づき（いじめが疑われる些細なものであっても広く拾い上げる）や児童・生徒本人や保護者等から、いじめがっているという意思表示があったもの（アンケート結果、本人・保護者等からの申し出など）について、いじめが疑われると学校が察知した状態をさし、その数を覚知件数とする。 ※1 覚知後速やかに、別紙様式1の項目1～6のうち、その時点で把握している情報を記入し覚知報告として提出（法23条②）
②対策委員会について	事案覚知後、直ちに設置し、いじめ事実の有無を確認するための調査を行い、事案がいじめか否かの判断を組織として行う。※最終判断は校長（管理職）
③認知とは	対策委員会等において、いじめと判断した状態。 ※2 いじめと判断した後、別紙様式2の項目7～9及び概要を記載し認知報告として提出（法23条②）。認知と判断しない場合も、項目7、8及び概要を記載し提出すること。
④重大事態の対応について	認知したいじめが、重大事態と判断した場合は、直ちに管轄教育委員会に報告する。 不登校重大事態の判断については、欠席期間が30日に到達する前から、管轄教育委員会に報告・相談し、情報共有を図るとともに、重大事態に該当すると判断したときは、7日以内にその旨を教育委員会を経由して、首長に報告する。

【参考】「教育現場における安全管理の手引き」事例3いじめ（佐賀県教育委員会HP掲載）

